

第1章 みんなの個性をいかす市民参画都市

<基本目標>

まちづくりの主役は一人ひとりの市民です。

市民、事業者、行政等が、それぞれの役割を理解し、相互の連携のもと、一体となってまちづくりを進めます。

そのまちづくりを総合的に推進するため、行政情報の積極的な公開に努め、わかりやすく開かれた市政運営を行います。

第1節 参画と協働の推進

1-1-1 市民との協働の推進

市民と行政が情報を共有し、地域の課題解決に向けて、協力し合いながら互いを尊重し、補い合い、対等の立場で、共通の目的に取り組む協働によるまちづくりを推進します。

市民の市政への参加・参画が促進される施策を展開し、市民との協働を推進します。

① 協働事業の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
事業実施に有効な情報の提供や交流機会の提供、地域コミュニティのリーダー養成等の人材育成に努めます。市民との交流の場において、地域課題やリーダーとなりえる人材等の情報を収集・提供し、協働事業を推進します。	○	○	○

② 自治・ふるさと意識の高揚

取組内容	28年度	29年度	30年度
市制施行記念式典において、功労・善行表彰を行います。また、表彰者の功労・善行を広く周知して、自治意識・ふるさと意識の高揚を図ります。 被推薦者について、地域に功労のある多くの方を顕彰し、各分野から多岐にわたって表彰を行えるように、広い分野から推薦ができる体制づくりを進めます。	○	○	○

③ アダプトプログラムの推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
市民との協働による美しいまちづくりを推進するために、身近な公共空間である道路、緑道、河川等の公共施設において美化活動を行っていただける団体を募集します。市民に実施団体の活動を広く周知することにより、事業を認識してもらい活動への参加につなげます。	○	○	○

④ 公募委員枠の拡大

取組内容	28年度	29年度	30年度
市民との連携強化や市民の声やニーズを政策形成の各過程に反映する仕組みをつくとともに、市政の積極的な情報公開が求められる行政運営において、市民が参画する機会として公募委員枠を拡大します。	○	○	○

⑤ 市民の発想力による地域の活性化

取組内容	28年度	29年度	30年度
市民主体のまちづくり活動を活性化し、にぎわいとうるおいのある元気なまちの実現をめざすとともに、地域コミュニティの再生を図ります。このため、市民の柔軟な発想力を具現化する事業を実施します。	○	○	○

1-1-2 広報・広聴活動の充実

市民と情報を共有し、市政への関心を高め、市民の意見を市政に反映させるとともに、市の情報や魅力を広く内外に発信します。

アンケート調査などにより市民ニーズを的確に把握し、広報誌やホームページ、ケーブルテレビ、マスコミ、SNSなど多様な広報媒体の特性をいかした広報活動を推進します。

また、地域ミーティング、まちづくり出前講座、パブリックコメント、市民アンケートなどの広聴活動を充実します。

① 広報誌の充実

取組内容	28年度	29年度	30年度
「見たい、読みたい」と思える誌面づくりとともに、市民ニーズに対応した情報、市の政策的課題や重点施策などを、見やすくわかりやすい形で掲載します。	○	○	○

② 情報発信の充実

取組内容	28年度	29年度	30年度
幅広い世代の多種・多様化する市民ニーズに対応するため、広報誌をはじめ、情報量が多く即時性や経済性があるホームページ、即時性や拡散力があるフェイスブック、浸透性や広域性の高いマスコミやケーブルテレビなど、多様な媒体の特性をいかした市政情報や地域の話題などの情報発信を充実します。	○	○	○

③ 市民の市政参加の促進

取組内容	28年度	29年度	30年度
市政への参加・参画を促進するため、市民の意見を聴く制度の充実を図り、広く市民からの意見を求めます。また、いただいた意見や要望について、市政の充実に役立てる仕組みをつくります。	○	○	○

④ 市民満足度調査の実施

取組内容	28年度	29年度	30年度
市民ニーズや満足度を把握し、今後のまちづくりの基礎資料とするため、定期的にアンケート調査を実施し、施策への活用や反映につなげます。	○	○	○

⑤ 市民相談の充実

取組内容	28年度	29年度	30年度
「市民相談窓口」についての広報を充実するとともに、市民生活における多様化・複雑化する諸問題に対応するため、電話や面談での適切な相談の実施、また、専門相談窓口や関係機関の案内など相談体制の充実を図ります。	○	○	○

1-1-3-1 コミュニティ活動の支援

コミュニティ情報の共有化やコミュニティリーダーの人材発掘・育成に努め、コミュニティ活動の活性化や参加拡大を促進します。

また、コミュニティ意識の高揚、コミュニティ活動の推進、報交流の促進による市民参画・協働社会の実現をめざすとともに、コミュニティの維持や地域づくりに影響する人口減少問題を克服し、住み慣れた地域でいきいきと生活し、交流できる場づくり、あいさつできるまちづくり等の取組を推進します。

① 地域コミュニティの活性化

取組内容	28年度	29年度	30年度
コミュニティ活動の機会の提供と情報発信をし、多くの地域住民の参画を促進します。 ホームページや掲示板の活用により、コミュニティ情報の共有化に努め、多くの地域住民が参画できる環境づくりを進めます。	○	○	○

② 自治会活動の活性化

取組内容	28年度	29年度	30年度
地域のコミュニティの主な担い手として、組織の維持、継続と活発な活動をより一層支援するため、自治会の円滑な運営の支援や各自治会相互の連携の強化を促進するとともに、コミュニティ情報の共有化と情報発信を推進します。	○	○	○

③ 地域のリーダーの育成

取組内容	28年度	29年度	30年度
コミュニティの育成を支援するとともに、各活動の積極的な連携を促進します。 地域社会に関心をもつ動機付けやきっかけづくりを提供し、多くの住民の参加を促進するために、参加機会の提供とコミュニティ活動への理解や関心を促し、人材の発掘・育成を図ります。	○	○	○

④ コミュニティ意識の高揚

取組内容	28年度	29年度	30年度
市民主体のまちづくりやコミュニティづくりに対する市民の理解を深めるため、地域のコミュニティやNPO、ボランティア団体等の活動について広報し、コミュニティ意識の高揚を図ります。	○	○	○

⑤ まちづくり団体等への支援

取組内容	28年度	29年度	30年度
市民の豊かな発想による魅力的なまちづくりを推進し、コミュニティ活動を活性化します。 市民が行う自主的・主体的なまちづくり活動に対して情報提供や支援を行います。	○	○	○

⑥ ☆ 市民活動等に対するポイント制度の構築

取組内容	28年度	29年度	30年度
市民の健康増進、参加と協働の推進、文化・スポーツの振興、商業の活性化に資するポイント制度を構築し、市民がいつも「にこにこ」と笑顔で暮らせるまちづくりを行います。	○	○	○

1-1-3-2 移住・定住・交流の促進

地域の総合力を高め、暮らしやすさを実感し、若者の定住を促進する施策に取り組み、住んでよかったと思えるまちづくりを行います。また、「たかさご」への移住を促進し、交流人口を増やすため、市内外へ市をアピールするとともに、本市への移住希望者へ情報を発信します。

① ☆ 「たかさご」への定着の支援

取組内容	28年度	29年度	30年度
若い世代や子育て世代が本市を住所地として選択するための情報提供や環境整備を行うとともに、市内企業の協力のもと、従業員への社宅や寮の整備促進を図ります。また、職住近接のメリットを発信し、定住と市外からの通勤者の移住を促進します。 豊かな住生活や住環境の実現を図るため住宅施策を総合的に実施するとともに、空き家の実態把握に取り組み、その情報を内外に発信するなど、定住につながる利活用が促進できる仕組みをつくります。	○	○	○

② ☆ 「たかさご」への、ひとの流れをつくる

取組内容	28年度	29年度	30年度
移住希望者への相談窓口や専用ホームページを開設するとともに、多様な方法により情報提供を行います。また、ふるさと高砂へのU・Iターンを希望する人への取組を行うとともに、新たに高砂市をふるさととして移住していただく人への取組を進めます。	○	○	○

③ 地元雇用の促進

取組内容	28年度	29年度	30年度
<p>企業立地促進条例等に基づく奨励金交付企業に対し、地元雇用の促します。 企業に地元雇用の促す制度の創設について、他市町の状況や県の支援策を参考に調査・研究を行います。</p>	○	○	○

④ シティプロモーション

取組内容	28年度	29年度	30年度
<p>市のイメージアップを図る取組と市の魅力や情報を発信し、市民にはふるさと「たかさご」への愛着と誇りをもつことにより、定住につなげるとともに、移住希望者には市をアピールします。 また、地域の垣根を越えた市民一丸となった取組を検討するとともに、本市を応援する交流人口の増を図る取組を行います。</p>	○	○	○

第2章 誰もがいきいきと暮らせる健康福祉都市

<基本目標>

すべての市民が、住み慣れた地域の中で、自分らしく、自立した生活を営むことができる社会を築くため、その基盤となる福祉・保健・医療に関する施策の一層の推進を図ります。安心して子どもを産み育てることができる環境を整備し、高齢者や障がいのある人など生活支援を必要とする人々が、いきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

また、自助、共助、公助の相互の連携をとりあい、地域社会が一体となるまちづくりを進めます。

第1節 市民の暮らしを支える福祉の充実

2-1-1 地域福祉の推進

「一人ひとりが思いやり 心ふれあう ぬくもりのまち」を地域福祉の基本理念とし、一人ひとりが個人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で安心した生活ができるよう体制を整備します。

また、地域を構成するすべての人々が主役となり、お互いを思いやる心を持ちながら、支え合いや助け合うことができる「ぬくもりのまち」の実現をめざします。

このため、福祉に関する情報提供や制度の周知を行うとともに、福祉の担い手づくりや関係機関の連携、協働を進めます。

① 安全で安心して暮らせる環境づくり

取組内容	28年度	29年度	30年度
安心して暮らせる地域コミュニティを推進するため、虐待や孤立等、地域社会がかかえる問題に対し、関係機関が連携してセーフティネットの構築に取り組みます。 公共施設や交通機関などのバリアフリー化を進めるとともに、「地域防災計画」に基づき、災害に対する備えを充実させ、安心して暮らすことができる環境を整備します。	○	○	○

② 福祉や地域に対する意識の向上

取組内容	28年度	29年度	30年度
地域に関心がもてるようなイベントや地域活動への取組を進め、高齢者や障がいのある人、子育て世代への理解を深める交流の場づくりを進めます。 また、学校・園において福祉教育や体験学習を実施し、地域との交流活動を進めます。 障害者差別解消法の周知・啓発に努めます。	○	○	○

③ 情報提供の充実及び情報の共有化

取組内容	28年度	29年度	30年度
<p>地域活動などに関する情報を積極的に収集し、発信します。特別な配慮が必要な人への情報提供や制度の周知を進めます。また、広報誌、回覧板、ホームページ、メール配信などの媒体を用いた情報提供体制の充実を図ります。</p> <p>地域の担い手間での情報の共有化に向けた仕組みづくりや関係者が意見交換、情報共有できる場づくりを進めます。</p>	○	○	○

④ 交流の促進とネットワークの構築

取組内容	28年度	29年度	30年度
<p>親子のふれあいの機会をつくり、地域での交流の重要性を啓発するとともに、地域の住民同士の交流を促進します。</p> <p>高齢者や障がいのある人、子育て世代等、異なる立場同士の交流を進め、相互理解を深めます。</p> <p>地域の活動の担い手間の連携や協働を深め、ネットワークを構築します。</p>	○	○	○

⑤ 福祉や地域活動の担い手づくり・拠点づくり

取組内容	28年度	29年度	30年度
<p>ボランティアや地域活動の担い手を育成するための講座や研修会を開催します。</p> <p>様々な立場の人が気軽に利用し、交流できるよう福祉交流施設の利用促進を図ります。</p>	○	○	○

⑥ 福祉サービス・制度の適切な利用の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
<p>福祉サービスや福祉制度の利用者のニーズの把握に努め、情報発信を行うなど利用者視点での情報提供や制度の周知を進めます。</p> <p>相談機能を充実させ、必要な人が必要なサービスを受けられる体制づくりや、高齢者や障がいのある人の成年後見制度など権利擁護の取組を進めます。また、社会福祉法人の指導監査等により、適正な執行を図ります。</p>	○	○	○

2-1-2-1 子育て支援の充実

子どもの健全で健やかな成長を促し、見守るためにはどうしたらよいかを第一とし、いじめや虐待のない社会を醸成し、子どもが健やかに育ち、安心して子どもを産み、子どもを育てることのできる環境の整備を進めます。

このため、子育て支援のための地域子育て支援拠点施設の充実や子育て支援拠点事業の推進と、就労と子育ての両立のため、保育事業や学童保育事業の充実や、地域での子育て支援のネットワークの構築や子育て家庭の経済的支援等、子育て支援の充実を「子ども・子育て支援事業計画」に基づき推進します。

① ☆ 子育て家庭への支援

取組内容	28年度	29年度	30年度
<p>子育てサークル等のネットワーク化を図るとともに、子育て相談や情報提供事業を行い、効果的な子育て支援が推進できる体制を整備します。</p> <p>また、地域子育て支援拠点事業を推進するため、拠点施設の環境を整備し、児童や子育て家庭への支援を充実します。</p>	○	○	○

② 子育て支援のコミュニティ整備

取組内容	28年度	29年度	30年度
<p>子育てを支える地域活動の育成のため、地域子育て支援拠点事業の充実や、地域ぐるみで子育て支援を行うファミリーサポートセンター事業の充実を図ります。</p> <p>子育て世代のコミュニティの場として、ユアアイ帆っとセンターの活用を推進します。</p>	○	○	○

③ 就労と子育ての両立支援

取組内容	28年度	29年度	30年度
<p>保育所の待機児童ゼロを維持するとともに、延長保育や一時預かり保育、休日保育や病児保育など多様な保育サービスを充実します。</p> <p>親の就労等のため、放課後を一人で過ごす小学1年生から6年生の学童保育事業を充実します。</p>	○	○	○

④ 子育てに伴う経済的負担の軽減

取組内容	28年度	29年度	30年度
<p>子育て家庭等の生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、子育て費用の負担軽減に取り組みます。</p>	○	○	○

⑤ 子育てに係る情報提供の充実

取組内容	28年度	29年度	30年度
<p>情報誌の発行やホームページでの情報発信などを行い、子育てを豊かにするための情報を提供し、子育て意識の醸成を図ります。</p>	○	○	○

⑥ 児童虐待の早期発見と早期対応

取組内容	28年度	29年度	30年度
<p>家庭児童相談室において、子育てに関する相談や児童虐待に関する相談を行います。また、児童虐待防止研修の充実を図ります。</p> <p>要保護児童対策地域協議会において、各関係機関の連携により児童虐待の防止ネットワークを構築し、児童虐待の早期発見、早期対応を図ります。</p>	○	○	○

⑦ 認定こども園への移行

取組内容	28年度	29年度	30年度
就学前の子どもの教育・保育及び子育て支援を一体的に提供する幼保連携型認定こども園への移行を推進します。また、施設環境の整備に取り組みます。	○	○	○

2-1-2-2 結婚、出産への支援

ブライダル都市「高砂」であることをいかし、人と人が出会い、結婚し、いつまでも幸せな家庭を高砂で築ける環境を整備します。

妊娠・出産から母子の健康保持など切れ目のない支援を行い、希望する人が安心して妊娠、出産、子育てができる環境を整備します。

① 安心して子どもを産み、育てることのできる環境の整備

取組内容	28年度	29年度	30年度
妊娠した時から、子育てへの支援として、不安の高い妊婦に対し、健診やその助成を行うとともに、情報提供や相談を実施し、安心して子どもを産み、育てることのできる環境を整備します。	○	○	○

② 健やかに親子が暮らせるための切れ目のない支援

取組内容	28年度	29年度	30年度
母子保健は生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を健やかに育てるための基盤ととらえ、育児のための知識の普及啓発や交流の場等を提供し、親子の健康管理と孤立しないために妊娠期から切れ目のない相談や訪問指導を行うなどの支援を実施します。	○	○	○

③ ブライダル都市のアピールの強化

取組内容	28年度	29年度	30年度
ブライダル都市宣言をいかし、希望する人が結婚に結びつく施策を複合的に実施し、高砂が出会いの場となり、生涯のなかで男女が夢をかたるまちとなるよう環境整備を図ります。	○	○	○

④ ☆ 出産を希望する人への支援

取組内容	28年度	29年度	30年度
出産を希望する人への支援として、不妊治療への支援など必要な施策を検討、実施します。	○	○	○

⑤ ☆ 多子世帯への支援

取組内容	28年度	29年度	30年度
地域で子育てを共有できるまちづくりを進めるとともに、行政や関係機関も含めて、複数の子どもをもち、育てることができる環境を整備します。	○	○	○

2-1-2-3 青少年（若者）への支援

青少年の健全な成長を促し、社会で自立し、また、活躍できる環境整備を行うとともに、夢や希望をもち実現できるまちづくりをめざします。

このため、関係機関との連携のもと、総合的に施策を推進します。

① 青少年（若者）施策の実施

取組内容	28年度	29年度	30年度
青少年（若者）の健全な育成への支援と活動の活性化を促進します。 また、支援が必要な青少年（若者）に対する施策の検討を進めます。	○	○	○

② 青少年（若者）の相談事業の実施

取組内容	28年度	29年度	30年度
社会生活を送る中で生じる様々な課題や悩みを解消するために、青少年（若者）の相談事業を実施するとともに、必要に応じてソーシャルワーカーにも相談できる体制を整え、青少年（若者）の課題や悩みの早期解決、問題行動の未然防止を行います。 (※「子ども・若者ビジョン」によれば「若者」とは思春期、青年期の者で、40歳未満までの者も対象となります。)	○	○	○

③ ☆ 若者の夢をかなえる仕組みづくり

取組内容	28年度	29年度	30年度
高校生、大学生、子育て中などの若い世代が主体的にまちづくりや地域での様々な活動に参加、参画できるよう体制を整備・構築し、夢をもち、かなえるための環境を整備します。 また、プライダル都市宣言によるまちづくりのイメージを活用し、若者の力によって、まちや産業が活性化する取組を進めます。	○	○	○

2-1-3 ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭が抱える問題を把握し、ひとり親家庭が安定した生活の中で、安心して子育てができる環境整備を行います。

このため、関係機関と連携し、相談・情報提供体制の充実や、手当の給付、就学支援の充実等、総合的な自立支援を推進します。

① 就労支援の充実

取組内容	28年度	29年度	30年度
ひとり親家庭の母又は父が、より有利な就業につながる資格の取得や自立支援プログラム策定による相談・求人情報の提供等により、就労支援の充実を図ります。	○	○	○

② 子育て・生活支援の充実

取組内容	28年度	29年度	30年度
子育てや家事と生計を一人で担う中で、仕事や病気等により、日常生活に支障をきたしているひとり親家庭に支援することにより、子育て・生活支援の充実を図ります。	○	○	○

③ 経済的支援の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
ひとり親家庭へ手当の給付等により、経済的支援を行います。	○	○	○

④ 相談・情報提供体制の充実

取組内容	28年度	29年度	30年度
母子・父子自立支援員による相談の実施や法律相談、就労支援相談等の充実とともに、関係機関との連携を図ります。 ハローワークと連携して就労について応援し、ひとり親家庭の自立につなげます。	○	○	○

2-1-4 障がい者の自立と社会参加への支援

障がいのある人が社会の一員として、いっさいの差別を受けることなく人権が尊重され、自己選択と自己決定をもとに住み慣れた地域で自立した生活を送ることができ、多様な社会参加ができることをめざします。

障がいのある人、障がいのある児童及びその保護者、支援者等が、必要な情報を収集することができ、障がい福祉サービスや障がい児サービス等を利用することにより、「だれもが、自分らしく、暮らせるまち」の実現をめざします。

① 障がい者施策の周知及び相談支援体制等の充実

取組内容	28年度	29年度	30年度
障がいのある人が暮らしやすくなるために、「障がい者自立支援協議会」の活性化を推進します。 また、障がい者施策・制度の周知のために、障がい者自立支援協議会ホームページの活用を図ります。	○	○	○

② 総合的なケアマネジメント体制の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
障がい福祉サービス及び障がい児サービス利用に係る相談支援をすべての人が利用できるよう推進します。	○	○	○

③ 障がい福祉サービス等の充実

取組内容	28年度	29年度	30年度
障がいのある人や障がいのある児童とその保護者が、安心して日々暮らすことができるように、計画相談支援や障がい児相談支援で作成されたサービス利用計画を基に必要なサービスの給付を行います。	○	○	○

④ 障がい者の雇用支援の強化

取組内容	28年度	29年度	30年度
障がいのある人の雇用について就労支援サイトの活用を図ります。 また、福祉施設から一般就労へ移行できるよう相談支援や就労移行支援事業所の利用を推進します。	○	○	○

⑤ 障がい児への教育・保育の充実

取組内容	28年度	29年度	30年度
安全・安心な出産から、育児の不安やストレスの解消、また疾病の早期発見・早期治療につなぐため、母子保健事業を実施します。 障がいのある児童とその保護者、関係機関、就学先との連携を図り、継続的な支援を推進します。	○	○	○

2-1-5 高齢者の福祉と社会参加の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住まいを中心に医療・介護・予防・生活支援サービスなどが切れ目なく総合的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築をめざします。

本市では、団塊の世代が75歳以上となり介護が必要な高齢者が急増する平成37年度を見据え、地域包括支援センターの体制強化を図るとともに、介護予防・日常生活支援総合事業や在宅医療と介護の連携、認知症施策の充実など「地域包括ケアシステム」の仕組みづくりに取り組んでいきます。

① ☆ 地域包括ケア体制の整備

取組内容	28年度	29年度	30年度
高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用し、地域包括支援センターを拠点として地域、民間事業者、医師会、NPO法人、行政等関連機関と連携を図るとともに、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援のサービスが包括的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築します。	○	○	○

② 社会参加と交流の促進

取組内容	28年度	29年度	30年度
高齢者が生きがいをもって活躍し、学習成果がいかせるよう、高齢期になっても仲間づくりや世代間交流、文化・スポーツ・レクリエーション活動など、地域活動の機会が得られるよう市民が支え合う地域環境づくりに努めます。	○	○	○

③ 自立を支える福祉サービスの提供

取組内容	28年度	29年度	30年度
ひとり暮らし高齢者や介護を必要とする高齢者の家族等に対して、ボランティアやNPO法人、民間企業等の多様な担い手を活用し、生活の利便性の向上や安全・安心の確保、人との交流を促進するなど、様々な側面からのサービスの充実を図るとともに、高齢者の相談・支援体制の充実を進めます。	○	○	○

④ 総合的な介護予防の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
介護予防・日常生活支援事業等を活用し、専門的なサービスに加え、地域住民などによる多様な主体によるサービスの提供を図るなど、要支援・要介護状態になる前から介護予防を推進します。	○	○	○

⑤ 安心できる介護保険サービスの提供

取組内容	28年度	29年度	30年度
要介護認定者等の増加に伴うサービスの需要の伸びに対応できるよう、地域密着型サービスや居宅サービスなど在宅サービスの一層の充実を図るとともに、施設サービスの充実に取り組みます。 また、より一層介護サービスの質を高めるため、医療と介護の連携強化、介護支援専門員の資質の向上等を図ります。	○	○	○

⑥ 介護保険事業の円滑な運営

取組内容	28年度	29年度	30年度
介護保険サービスの質と量を確保するため、介護給付の適正化、公平・公正な要介護認定事務の推進、保険者機能の強化、サービス事業者等に対する指導や苦情への適切な対応を図ります。 また、介護を社会全体で支えるという観点から、利用者負担について低所得者への配慮を行います。	○	○	○

第2節 健康づくりのための保健・医療の充実

2-2-1 健康づくりの推進

市民一人ひとりが健やかで安心に満ちた暮らしを送り、生涯を通じて活動的に生活できることをめざします。

子どもから高齢者までの市民一人ひとりが、病気や障がいの有無にかかわらず、共に支え合いながら希望や生きがいをもち、ライフステージに応じて、健やかで心豊かに生涯を通じて活動的に生活できるように努めます。

また、自らの健康をコントロールし改善できるよう、社会全体で後押しする環境づくりを進めます。

① 日常生活動作が自立している期間の延伸

取組内容	28年度	29年度	30年度
健康だと感じる主観的健康観が高いほど長寿の傾向が強く生活満足度も高いと言われていることから、「健康だと感じる人」を増やすとともに、「日常生活動作が自立している期間」を延ばす取組を推進します。	○	○	○

② ライフステージに応じた健康づくり

取組内容	28年度	29年度	30年度
幼年期から高年期に至るライフステージに応じた健康づくりとして、「健康管理・健康診査」「栄養・食生活」「運動」「歯及び口腔の健康」「たばことアルコールと薬物」「こころの健康」「健やか親子」の7つの分野において取組を推進します。	○	○	○

③ 感染症の発生予防

取組内容	28年度	29年度	30年度
感染症の発生予防やまん延防止を進め、公衆衛生の向上を図ります。また、予防接種の重要性を啓発するとともに、計画的に実施する体制を整備し接種率の向上に努めます。	○	○	○

④ 地域のつながりや支え合いの強化

取組内容	28年度	29年度	30年度
一人ひとりの個別支援から得られた課題を地域の課題ととらえ、地域と共に課題解決に取り組みます。その担い手育成や幅広い市民参加に向けた地域福祉保健の取組を広げるための様々な公的機関の連携を推進します。 自主組織の育成を図るため、情報提供、活動企画の助言、資料作成、関係研修会の案内等を支援します。	○	○	○

2-2-2 安全・安心な医療体制の充実

市民が住み慣れた地域で安心して医療を受け、相談ができ、また、病状に応じた適切な医療機関が紹介され、市民を支える立場に立って対応してくれるなどの「かかりつけ医」について、医師会等の協力のもと普及・促進を図り、地域に密着した医療サービスを提供することをめざします。

また、医療機関相互の連携を強化し、救急医療体制のさらなる充実を図ります。

市民病院においては、安定した医師、看護師等、充実した医療スタッフの確保、医療機器の充実、圏域内のネットワークをいかした連携の強化による診療機能及び救急医療体制を充実し、地域において、いつでも安心して、より質の高い医療を受けることができる体制づくりを図ります。

地域包括ケアシステムの構築には在宅での医療が重要な位置付けとなってくるため、在宅医療患者で入院医療が必要となる患者には、かかりつけ医からの紹介が必要となることから、医師会との連携強化をさらに図ります。

① 地域医療の充実

取組内容	28年度	29年度	30年度
医師会・歯科医師会・薬剤師会等との連携を図り、市民が安心して医療を受けられる体制づくりを構築します。 東播磨地域における2次救急医療、小児2次救急医療整備の充実を図ります。 地域完結型医療の推進と医療機能を活用したネットワークの構築に努めます。	○	○	○

② 夜間・休日診療体制の確保

取組内容	28年度	29年度	30年度
在宅当番医制をとり、休日（日曜・祝日・年末年始）の診療体制を確保します。市民が安心して利用できるよう、広報等で周知を図ります。 東播磨圏域小児救急医療電話相談事業について周知します。	○	○	○

③ (市民病院) 安定的な医師確保〔詳細はp72参照〕

取組内容	28年度	29年度	30年度
救急医療の充実には、内科医師の確保が不可欠であることから、関連大学医局との連携強化を図り、安定的な医師確保に努めます。	○	○	○

④ ☆ (市民病院) 地域包括ケア病棟の導入

取組内容	28年度	29年度	30年度
地域包括ケアシステムの構築において、在宅医療患者の受け皿である地域包括ケア病棟の設置が必要であることから、在宅医療患者で入院治療が必要となる患者の受入れを積極的に行う地域包括ケア病棟を導入します。	○	○	○

⑤ かかりつけ医の普及・啓発

取組内容	28年度	29年度	30年度
かかりつけ医がいるということは、身近に医学的な相談相手がいるということであり、かかりつけ医のいる人の方が、何かあったときの早期の受診、治療につながりやすい傾向があることから、健康管理のためにも日頃からかかりつけ医をもつように啓発します。	○	○	○

⑥ (市民病院) 新型コロナウイルスや自然災害への対応、体制の強化

取組内容	28年度	29年度	30年度
新型コロナウイルスへの対応は「高砂市新型インフルエンザ等対策行動計画」にのっとり、関係機関と連携を図りながら、公立病院としての使命を果たします。また自然災害への対応については定期的に防災訓練を行い、非常時に備え負傷患者のトリアージを行い、治療すべき患者の優先順位を決め、近隣病院と連携しながら対応します。	○	○	○

⑦ (市民病院) 経営基盤の確立

取組内容	28年度	29年度	30年度
安全・安心な医療、良質な医療の提供には安定した経営基盤の確立が不可欠であることから、外部評価委員会の意見を参考にしながら、「高砂市民病院新改革プラン」をもとに、収支均衡をめざした取組を行います。	○	○	○

第3節 安心を確保する社会保障制度の啓発

2-3-1 社会保障制度の円滑な推進

市民が、国民健康保険や国民年金、生活困窮者自立支援などの社会保障制度を十分に活用して、安心して暮らすことができるよう制度の周知を図るとともに、それぞれの制度の維持に必要な保険料等の納付等について啓発します。

国民健康保険については、持続可能な医療保険制度を構築し、国民皆保険制度を堅持するため、安定的な財政運営や効率的な事業運営を確保します。

このため、納付者の利便性を考慮した収納対策と公平・公正な滞納整理、また保険料の増加を防ぐため予防・健康づくりを中心とした医療費対策を推進します。

国民年金については、制度に関する相談や啓発などを実施し、国民年金の受給権確保に努めます。

生活保護制度の適切な運用を図るとともに、生活困窮者支援については、生活保護に至る前の段階での相談、支援の充実を図るため、相談業務のワンストップ化と包括的な支援体制を構築し、庁内及び関係機関との連携を強化します。

また、高齢者・障がい者・ひとり親家庭・子ども・乳幼児を対象に保険診療を受けた場合の自己負担額の一部を助成し、受給者の負担の軽減を図る等の取組を行います。

① 国民健康保険料収納率向上対策の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
安定的な財政運営のための収入を確保するため、国民健康保険料収納対策プランに基づき、催告・臨戸訪問及び納付指導の徹底など滞納状況の解消、ペイジー口座振替受付サービスの実施による口座振替の推進、日曜開庁での納付受付・夜間納付相談・コールセンターの実施など納付者の利便性を考慮した徴収方法の改善、財産調査・差押など滞納処分強化などの収納率向上対策を推進します。	○	○	○

② 特定健康診査制度の周知・啓発の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
特定健診の受診率が低い状況にあるため、ホームページや広報誌、啓発用パンフレットの活用により、制度に関する知識の普及・啓発を図り、電話やハガキによる受診勧奨など未受診者対策を推進します。 また、特定健診受診者や人間ドック受診者にポイントを付与し、健診受診に付加価値を与え予防・健康づくりに対する意識の向上を図ります。	○	○	○

③ 国保加入者の健康保持と医療給付費の抑制

取組内容	28年度	29年度	30年度
国保加入者の健康保持を図るため、人間ドック・脳ドック・子宮がん検診・胃がんリスク検診費用を補助し、国保加入者の健康保持を図ります。 また、生活習慣病の重症化予防のため保健師による保健指導、重複多受診者への指導など適正な医療受診を勧奨し、増大する医療給付費を抑制します。	○	○	○

④ 国民年金制度の理解促進

取組内容	28年度	29年度	30年度
国民年金制度の正しい理解と関心を深めるため、制度の周知と相談業務の充実を図ります。	○	○	○

⑤ 生活困窮者の支援の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
生活保護制度の適切な運用を図ります。 また、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、自立に向けてアセスメントの実施、プラン作成等の支援を行うほか、地域の関係機関のネットワークづくりを推進します。 また、生活困窮世帯の子どもに対する支援について検討を進めます。	○	○	○

⑥ 福祉医療制度の適切な運用

取組内容	28年度	29年度	30年度
保健の向上及び福祉の推進のため、高齢者、障がい者、ひとり親家庭、子ども、乳幼児を対象に、医療費の助成が必要な人に保険診療を受けた場合の自己負担額の助成を行います。	○	○	○

第3章 ふるさとを愛し思いやりとたくましが育つ教育文化都市

<基本目標>

人権尊重の理念に基づき、次世代を担う子どもたちが変化の激しい社会の中で生きていくために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の3つの資質能力をバランスよく育む教育を推進するとともに、家庭・学校・地域が一体となって安心して学べる学校づくり・地域社会づくりを進めます。

また、市民の健康志向にこたえる生涯スポーツの振興、芸術・文化を通じ生きがいをもって生きることのできる生涯学習社会づくりを進めます

第1節 生きる力を培う教育の充実

第2節 命や人権を大切に作る心の育成

3-1-1 就学前教育の充実

就学前の子どもたちに、五感を通じた「遊び」や、遊びを通して互いに協力する「協同する体験」を通じて、豊かな心情や、自ら物事に取り組もうとする意欲や態度などを育めるよう、保育の質の向上を図り「生きる力」の基盤の育成をめざします。

① 就学前教育内容の充実

取組内容	28年度	29年度	30年度
3歳児1号認定子どもを認定こども園・幼稚園で受け入れ、3・4・5歳児教育を中心に「遊び」を通じた体験活動を通じて、「健康な心と体」「人とかかわる力・道徳性」「身近な環境とかかわる力」「伝え合う力」「表現力」をバランスよく育み、豊かな心情や自ら物事に取り組もうとする意欲や態度を育成します。	○	○	○

② 就学前教育と小学校との連携強化

取組内容	28年度	29年度	30年度
小学校と連携を図り、ジョイントカリキュラム（年間指導計画）の実施、検証を行い、子どもの学びや育ち、保育者の指導方法に関する意見交換を行います。また、合同研修会、保育、授業参観等の教職員交流の充実を図り、小学校への学びの円滑な接続を行います。	○	○	○

③ 教職員の専門職としての意識の育成

取組内容	28年度	29年度	30年度
教職員の教育・保育の専門職としての指導力が向上するよう、幼稚園・認定こども園・保育所が合同で計画的に研修会を実施し、保育者の資質の向上を図ります。	○	○	○

④ 地域に開かれた幼稚園事業の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
<p>就学前教育における地域のセンターとしての機能が充実するよう、園庭開放やふれあい保育を開催するとともに、交流の場を提供し保護者同士のつながりを築きます。</p> <p>また、地域における保護者等の交流を通して希薄化した人間関係を活性化し、安定して子育てができる環境づくりを行います。</p>	○	○	○

⑤ 家庭教育の啓発

取組内容	28年度	29年度	30年度
<p>専門家による子育て相談や講演会を実施し、保護者が子育てを見直したり、子育ての楽しさに気づいたりし、保護者の子育て不安の解消に努めます。また、家庭教育啓発資料（すこやかアップカレンダー）を市内幼稚園・認定こども園・保育所の5歳児に配付し、「食事」「運動」「睡眠」などの基本的な生活習慣や社会のルールなどを就学前に身に付けていく大切さを啓発します。</p>	○	○	○

⑥ 一時預かり事業〈幼稚園型〉の実施

取組内容	28年度	29年度	30年度
<p>幼稚園及び認定こども園（1号認定子ども）における在園児を対象に、保護者がやむを得ず降園時刻に園児を迎えにくることができない場合に、臨時的に安心して子どもが預けられるような環境を整えて、子育てをサポートします。</p>	○	○	○

3-1-2 学校教育の充実

すべての子どもたちに、自分が生まれた「ふるさと高砂」を愛し、お互いに思いやり、自立した人間としてたくましく生きる力を身に付け、自ら学んだことを積極的にいかすことのできる人づくりをめざします。

学校と家庭、地域が一体となって、社会全体で子どもたちの教育を支援していきます。

① 確かな学力の育成

取組内容	28年度	29年度	30年度
<p>子どものつまづきを早期に解消し、学習習慣の育成及び基礎学力の定着を図るために、授業中や放課後に大学生や教員OB、地域人材を小中学校に配置して、個に応じたきめ細かな指導を行い、子どもの学習を支援します。また、中1ギャップの解消を図り、中学校区の小中学校でめざす子ども像を共有し、学習指導要領に準じた教育課程のもと、9年間一貫した小中一貫教育を推進し、確かな学力の育成をめざします。</p>	○	○	○

② 道徳教育の充実

取組内容	28年度	29年度	30年度
生命を大切にする心や規範意識、相手を思いやる心やふるさとを愛する心等、「豊かな心」を育み、未来に向けて主体的に人生や社会を切り拓く基盤としての道徳性を養います。また、人間としてよりよく生きるための基本的な心構えや行動の仕方について発達の段階を考慮して体験的・実践的な活動を通して学ばせます。	○	○	○

③ 健やかな体の育成

取組内容	28年度	29年度	30年度
あらゆる教育活動を通して、生涯にわたって主体的に健康で安全な生活を送ることができる能力・態度を培います。そして、心身の健康に対する課題に取り組むとともに、家庭や地域と連携して「食育」の推進を図ります。また、積極的に運動に親しむ習慣や意欲を養うことで、体育・運動能力の向上を図ります。	○	○	○

④ 体験活動の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
教育活動全体を通して、子どもの発達段階に応じた体験活動を系統的、計画的に実施し、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図ります。また、人間としてのあり方や生き方を考え、集団や社会の一員としてよりよい生活を築いていこうとする自主的・実践的な態度の育成に取り組みます。	○	○	○

⑤ 特別支援教育の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
特別支援学級に在籍する児童生徒のみならず、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な子どもたちの能力を最大限に伸ばします。また、自立と社会参加に向けたキャリア形成をめざし、インクルーシブ教育システムの構築を見据え、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育的支援を行います。	○	○	○

⑥ いじめ・問題行動・不登校などの解消に向けた取組の強化

取組内容	28年度	29年度	30年度
わかる喜びを大切にした授業づくり、温かい人間関係を大切にした学級づくりを行い、「いじめ・問題行動・不登校」などを出さない魅力ある学校づくりをめざします。また、学校、家庭、スクールカウンセラー、適応指導教室、関係機関等が連携して教育相談体制・支援体制を充実させ、いじめ・問題行動・不登校など子どもが抱える問題の解消へ向けての対応を図ります。	○	○	○

⑦ 学校の組織力

取組内容	28年度	29年度	30年度
学校評価を実施し、PDCAサイクルに沿って教育課題への具体的な取組を進めるとともに、子どもたちや地域の実態を踏まえて、家庭、地域と連携して特色ある教育活動を展開します。また、教職員としての使命感と高い倫理観をもって、豊かな心のかん養に努めるとともに、専門性と実践的指導力の向上を図ります。	○	○	○

第3節 安全安心で信頼される園・学校づくり

第4節 連携した教育の支援

3-2-1 教育環境の充実

よりよい学習環境を与えるため、中学校で安全安心な給食の提供を開始し、望ましい食生活への理解を促し、心と体のバランスが取れた成長を助長するとともに、就学支援の充実を図ります。

老朽化した施設の大規模改造工事等を推進します。

地域での相互一体感のある連携協力のもとに、子どもたちの「生きる力」を育む環境づくりを推進します。

教育環境の充実を図るため総合教育会議を開催し、より一層民意を反映した教育行政を推進します。

① 就学支援の充実

取組内容	28年度	29年度	30年度
経済的な理由で、就学が困難な児童・生徒に対し、安心して学べるよう就学支援を継続し、修学の機会均等を図ります。	○	○	○

②☆ 中学校給食の完全実施

取組内容	28年度	29年度	30年度
平成25年度に「高砂市中学校給食検討委員会」より提言を受けた内容を尊重しながら、実施方法等について検討を進め、中学校給食を実現します。	○	○	○

③ 学校施設の改修

取組内容	28年度	29年度	30年度
普通教室棟を対象に、老朽化した施設の内外装の改修を行い学習環境の向上を図ります。	○	○	○

④ 学校安全と危機管理体制の確立

取組内容	28年度	29年度	30年度
パトロールや不審者情報の発信、関係機関の協力による通学路の合同点検やこども110番の家の設置などにより児童生徒の安全確保を推進します。	○	○	○

⑤ 地域の教育力の向上

取組内容	28年度	29年度	30年度
子どもたちを見守り育てる活動、地域住民の学校運営への参画、放課後における子どもの居場所づくり、体験を通じて仲間づくり、新たなリーダーや隠れた人材の発掘などを通じて地域の教育力を向上させ、「生きる力」を育みます。	○	○	○

⑥ 教育委員会の充実と総合教育会議

取組内容	28年度	29年度	30年度
教育行政の執行状況を有識者の知見の活用を図り、自ら点検・評価し事業活動を充実します。	○	○	○
教育委員会の権限に属する事務等に関して、市長と教育委員で協議並びに調整を行う総合教育会議を開催し、教育の充実を図ります。			

第5節 生涯学習社会づくり

3-3-1 生涯学習の充実

市民の生活環境は常に変化しており、生涯学習に対する関心の高まりや学習要求の多様化にこたえ、自ら学ぶ機会と場の提供並びにその支援をします。

また、すべての市民が文化的で住みよい地域づくりを進めるため、公民館登録グループの活動を支援するとともに、地区公民館の特色をいかした各種教室を開催し、学習の機会と場を提供します。

社会教育施設は、地域づくりの拠点となるよう、一般貸館には利用者の立場にたった運営を行っていきます。

新図書館では、「文化を育み、学びを支える図書館」を基本理念として、学習の場の提供などを行います。

① 社会教育施設等の整備・運営の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
市民のニーズや社会情勢に対応した学習の場を提供するとともに、市民が主体的に取り組む活力ある地域づくりの支援をします。 また、利用者の立場にたった運営体制を整えます。	○	○	○

② 特性を踏まえた学習機会の提供の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
地区公民館では、各種講座や教室において、特性を踏まえた学習の機会を提供するとともに、利用者による課題研究や体験発表等の学習機会の提供をします。 また、中央公民館では子どもたちが心豊かにたくましく成長するよう合唱を通じて指導していきます。	○	○	○

③ 学習成果を社会にいかす仕組みの構築の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
学習成果を発表したり、社会にいかしたりする場を提供し社会に貢献できるような仕組みづくりを推進するとともに、社会に還元する意識の啓発に努めます。	○	○	○

④ 子どもの読書活動の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
家庭や、学校・園、地域で読書活動の支援啓発や、また、子どもたちを対象とした様々な行事等の実施により読書活動のきっかけづくりを行います。	○	○	○

⑤ 新図書館からのふるさと高砂の情報発信

取組内容	28年度	29年度	30年度
ふるさと高砂の伝統と文化を継承し、未来に伝え、播磨及び高砂の歴史、文化、ゆかりの人物、産業、観光等に関する情報を収集し、歴史及び文化の振興又は啓発を促進します。	○	○	○

⑥ 民間指導者の育成・活用の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
各地区公民館まつり等の活動を通じて、公民館登録グループの育成に努めます。 学びの成果を「地域づくり」「まちづくり」に還元することをめざすとともに、講師となれる人材の発掘・育成に努めます。	○	○	○

3-3-2 生涯スポーツの推進

生涯スポーツの推進施策を展開し、市民の誰もが、年齢や体力の有無に関わらず、スポーツ活動を通じて、爽快感、達成感及び連帯感などを共有し、望ましい対人関係を育むとともに、基礎体力を維持向上することで、生涯にわたって心身ともに健康でいきいきとした生活を送ることができる地域社会を実現していきます。

スポーツ施設を計画的に整備するとともに、市民の施設ニーズにこたえるため、既存施設の効果的な活用を図ります。

① 健康づくりのための運動の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
健康づくりや生活習慣病予防を図るため、また加齢に伴う体力・運動機能の低下を防止するため、日常生活の中で活動量を増やすことができる運動や気軽に取り組める運動、介護予防運動の推進を図ります。	○	○	○

② ユニバーサルスポーツの推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
すべてのライフステージにおいて、障がいの有無に関係なく、スポーツへの参加機会の充実に向け、関係機関と連携してユニバーサルスポーツを中心としたスポーツの推進を図ります。	○	○	○

③ スポーツ施設の整備及び有効活用の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
市民の施設ニーズにこたえるため、既存施設の有効活用の方法を検討し、多様な人が施設を利用するという観点のもと老朽化した施設・設備の計画的な改修に努めます。	○	○	○

④ スポーツを支える人材の育成・活用の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
市民が安心してスポーツ活動に取り組むため、スポーツ指導者対象の各種研修会を実施し、年代や健康状態等に応じた適切な指導ができる指導者の育成及び資質向上をスポーツ推進委員会、体育協会などのスポーツ関係団体等と連携し取り組んでいきます。	○	○	○

⑤ スポーツ交流の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
スポーツを通じた交流事業を近隣の市町、他府県の都市、外国の都市と実施することで、人と人との交流、地域と人とのつながり、国と国との結びつきを深めることで、地域活動を活性化していきます。	○	○	○

⑥ 競技スポーツの推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
競技スポーツは、観る人の心をつかみ、魅力あるものとして、スポーツの裾野を広げることにつながることから、各種スポーツ大会を開催し、市民がレベルの高いスポーツに触れる機会を確保していきます。また、優れた指導者の確保や養成を行い、選手の育成、発掘のもとで競技力の向上を図り、優秀な成績を修めた選手・団体を表彰することで、さらなる活躍を応援し、市民のスポーツに対する関心を高めていきます。	○	○	○

第6節 創造性豊かな芸術・文化の振興

3-4-1 文化芸術の推進

謡曲「高砂」のゆかりの地として、恵まれた自然の中で栄えた歴史と伝統をもつわがまち高砂の文化を大切にし、未来へ残していくことは私たちの責務であると考えます。

文化を基盤とした市民・団体・行政の連携を強化し、文化講座等の充実や活動・発表の場の創出により、文化芸術活動の自主的な活動を促進し、未来を担う人材を育成します。

また、文化資源の発掘、保存、活用を推進し、活動の場である文化施設等の適切な整備・充実を図ります。地域内及び国内外への情報発信の強化や多様な文化交流の促進により、さらに高砂の文化のもつ特性をいかし、地域の活性化を促します。そして、文化の担い手として、地域に誇りをもち、ふるさとを愛する市民を増やしていくことをめざします。

① 謡曲「高砂」をシンボルとした伝統芸能・文化の継承の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
謡曲「高砂」のゆかりの地として、その文化を伝承し、未来へ残していくことは、私たちの責務です。市民すべてが謡曲「高砂」に触れる機会の充実を図ることによって、文化を大切にし、ふるさとを愛する人を増やしていきます。	○	○	○

② 次世代の文化芸術を担う人材の育成、活用の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
様々な文化芸術活動や市史の専門的知識をもった指導者、ボランティア、活動を支援するコーディネーター等の知識や経験、技術をもつ人を活用し、人材を育成します。 また、文化講座や伝統文化を学ぶ機会の充実を図り、次世代の文化芸術の担い手の育成に努めます。 また、次世代の社会を担う地域の子どもに対しても、優れた文化芸術に触れる機会や地域の伝統文化を体験する機会の充実を図っていきます。	○	○	○

③ ☆ 文化資源の発掘、保存、活用の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
本市には古代からの産業である竜山石や謡曲「高砂」、高砂ゆかりの人物など全国に誇れる文化資源が多くあることから、歴史文化基本構想に基づき、貴重な文化資源を発掘、保存、活用していくとともに、市民へ文化資源の啓発を行い、文化を大切にすまちづくりにつなげます。 そして、市民一人ひとりがふるさとの良さを再発見し、誇りがもてるまちづくりを行います。	○	○	○

④ 文化を基盤とした市民・団体との連携の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
市民が様々な活動に参加しやすい環境づくりのため、行政と関係団体が、協力し、連携を強化していきます。			
市内外の文化芸術活動の情報を収集し、広報やホームページ等を活用して、市内外への発信に努め、市民、団体等の文化活動への主体的な参加を促していきます。	○	○	○
また、文化会館等の公共施設の整備や新たな文化拠点の発掘によって、活動や発表の場の拡充を図っていきます。			

⑤ 多様な文化交流の促進

取組内容	28年度	29年度	30年度
異なる分野や、世代、地域を越えた多様な文化交流は、文化のもつ新たな魅力を生み出し、さらなる発展にも寄与することから、地域の特性あふれる文化をいかして、異なる団体、分野のコラボレーションによるイベントの実施等、多様な文化の交流機会を設け、市全体の活性化を促進していきます。	○	○	○

⑥ 文化による産業振興や地域の活性化

取組内容	28年度	29年度	30年度
高砂の文化のもつ特性をいかし、新たな産業の創造を促進し、地域の活性化を促します。	○	○	○

3-4-2 国際交流の推進

多様な交流を促進し、市民の国際交流についての関心を高め、異なる文化や生活習慣、価値観を認め合い、外国人を温かく受け入れるまちをめざします。

このため、姉妹都市をはじめとする外国の都市や在住外国人等との交流事業などを推進し、市民相互の交流を深めます。

① 国際理解を深めるための機会づくり

取組内容	28年度	29年度	30年度
在日外国人交流事業や国際文化交流会、外国語教室などの事業を通じて、異なる文化や生活習慣などに対する理解や認識を深める機会づくりを推進します。	○	○	○

② 市民による国際交流の促進

取組内容	28年度	29年度	30年度
海外姉妹都市交流により、広い視野と国際感覚をもった人材の育成をめざすとともに、市民相互の交流を推進します。	○	○	○

③ 多言語による情報提供と相談体制の整備

取組内容	28年度	29年度	30年度
外国人のための相談窓口の設置を推進し、外国人が安心して安全に暮らせるように、生活上の諸問題に対する支援に努めます。	○	○	○

④ 外国人を対象とした識字教育の実施

取組内容	28年度	29年度	30年度
ボランティアの協力による日本語教室を通じて、市内在住の外国人を対象に、日常生活に必要な日本語を学ぶ機会の提供を進めます。	○	○	○

第7節 個性を認めあえる人権の尊重

3-5-1 人権教育・啓発の推進

すべての人々の基本的人権を尊重し、人権という普遍的な文化の息づく社会をめざします。

このため、地域社会、家庭、学校・園などあらゆる場や機会を通して、様々な人権問題に対する人権教育・啓発を推進します。

① 人権啓発の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
「人権週間」記念事業として、すべての市民がお互いの人権を尊重し合い、差別のない明るい住みよい「共に生きるまちづくり」をめざして推進します。	○	○	○

② 身近な人権問題の解決に意欲的に取り組む体制の確立

取組内容	28年度	29年度	30年度
自分の人権を守り、他の人の人権を守ろうと意識と実践力を高めるとともに、女性の人権、子どもの人権、高齢者を大切にする心、障がいのある人の自立と社会参加等、様々な人権課題の解決に向け取組を実施します。	○	○	○

③ 人権文化の息づく社会づくりの推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
「人権文化をすすめる市民運動」推進強調月間事業として、公民館グループ活動生を対象に、市民一人ひとりが、お互いの人権感覚を磨き、日常生活の中で、自然に相手を思いやる気持を態度や行動として表わすことが文化として定着している社会づくりを行います。	○	○	○

④ 住民一人ひとりの人権意識の高揚

取組内容	28年度	29年度	30年度
校区住民相互の交流を深め、信頼関係を高めることにより、差別意識や偏見を解消するための学習会を開催し、地域のリーダーの養成を図ります。	○	○	○

⑤ 人権相談業務の充実

取組内容	28年度	29年度	30年度
神戸地方法務局加古川支局及び加古川人権擁護委員協議会と連携した人権相談業務を実施するとともに、人権擁護委員が市内各所で行う啓発活動との連携強化を図ります。	○	○	○

⑥ 学校・園における人権文化の醸成

取組内容	28年度	29年度	30年度
子どもたちの人権に関する知識理解と人権感覚育成のために、学校・園の取組改善や職員の実践力向上・人権啓発につながる事業を行うことで、多様な価値観を受容しながら共に生きる態度をもち、人権感覚あふれた子どもを育成します。	○	○	○

3-5-2 男女共同参画の推進

市民一人ひとりが性別に関係なく「個」という真の人間として人権が重んじられ、自らのもっている能力・資質をお互いが認め合える社会の実現をめざします。

「第2次たかさご男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画の推進を図ります。

また、女性が活躍でき、住みたい魅力的なまちとする取組を推進します。

① 政策・方針決定の場や地域社会への女性の参画の促進

取組内容	28年度	29年度	30年度
審議会等への女性の登用の推進を進めるとともに、地域社会や働く場への女性の参画を促進します。	○	○	○

② 女性のチャレンジ支援の充実

取組内容	28年度	29年度	30年度
女性はその能力を最大限に発揮できるよう、職業能力を高め適切な職業選択を促すための意識啓発や情報提供を関係機関と連携して実施します。また、再就職や起業等をめざす女性を支援します。	○	○	○

③ 男女の人権尊重に向けた意識づくり

取組内容	28年度	29年度	30年度
配偶者からの暴力（DV）を受けた人の支援として、母子生活支援施設への入所や自立支援の相談、職業訓練に係る相談支援等を行います。 また、若い世代に対してデートDV防止や将来のDV防止について考える機会を提供していきます。	○	○	○

④ 仕事と生活の調和の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、男性の意識改革を図るため、開催時期や事業内容等を考慮し、アンケート調査への協力や男性向け啓発講座に一人でも多くの対象者が参加できるよう取り組みます。	○	○	○

⑤ 相談窓口等に関する情報提供の充実

取組内容	28年度	29年度	30年度
多種多様な女性の抱える問題に対応していくため、相談員のスキルアップを図り、相談業務体制の充実を図ります。	○	○	○

⑥ ☆ 女性の活躍促進

取組内容	28年度	29年度	30年度
女性が活躍でき住みたい魅力的なまちとするため、女性が輝くまちづくりを推進します。このため、様々な分野で活躍する女性等で構成する事業主体を構築し、行政施策に反映できる仕組みをつくります。	○	○	○

第4章 地域の暮らしを守る安全安心都市

<基本目標>

市民が安心な生活を送るために、消防や救急、防災や防犯、交通安全を含めた諸施策を展開するとともに、食の安全・安心志向の向上等に伴う消費生活上の安全対策を実施します。

第1節 総合的な安全体制づくり

4-1-1 消防・救急体制の充実強化

近年発生した東日本大震災のような大規模な災害や、火災・事故などから市民の生命や財産、暮らしを守るため、消防・救急体制の充実強化を図ります。

住宅火災における逃げ遅れによる死者の発生を防止するため住宅用火災警報器の普及促進を行います。

また、高齢化の進展及び住民意識の変化などに伴い救急需要が増加しているなか、救命措置をより迅速に行うため、バイスタンダーによる応急手当を普及させるため、普通救命講習や応急手当普及員のニーズに合わせた講習会の実施などにより救命率の向上を図ります。

① 防火対策の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
毎年春・秋の火災予防運動期間に実施するイベント等で住宅防火対策について広報活動をするとともに、住宅用火災警報器の設置に関するアンケート調査を行います。また、自治会等に対し積極的に防火訓練等を行うよう指導します。	○	○	○

② 通信指令体制の整備

取組内容	28年度	29年度	30年度
119番受信から現場到着までの時間短縮と災害発生時の迅速・的確・効率的な指令の充実、また、救急事案では、的確な口頭指導が実施できるよう、講習の受講や署内訓練を行うことで指令員の高度化を図ります。	○	○	○

③ 立入検査の強化

取組内容	28年度	29年度	30年度
年度計画により立入検査を実施し、防火管理上の不備や消防用設備等の維持管理を確認するとともに、是正指導を行います。	○	○	○
さらに、危険物の保安に関する業務について、施設の安全管理での設備面はもとより、保安管理について最も重要視されるのが危険物取扱者による安全管理であるため、各種講習会等を開催し、取扱者の育成並びに意識の向上に努めます。			

④ 救急体制の強化

取組内容	28年度	29年度	30年度
救急救命士に新たな処置範囲が拡大されたことに伴い、対応する救命士を養成します。また、住民による心肺蘇生実施率を向上させるために応急手当の普及啓発を積極的に行います。	○	○	○

⑤ 消防施設等の充実強化

取組内容	28年度	29年度	30年度
近年の災害や事故の多様化及び大規模化に対応するため、緊急車両及び消防資機材等の更新計画に基づき、施設等を整備するとともに、消防力の向上に努めます。	○	○	○

4-1-2 防災意識の高揚と防災施設の整備

本市の自然的・社会的な地域防災特性を踏まえた河川の改修、ポンプ場の整備、公共施設・一般住宅等の耐震化などの防災・減災対策事業を計画的かつ総合的に推進しながら、地域と一体となって自助・共助の意識が醸成された災害に強いまちづくりを行います。

① 防災対策の充実

取組内容	28年度	29年度	30年度
災害対策の基本となる「地域防災計画」に基づき、市、防災関係機関、市民が総力を結集し、相互に連携した的確な防災対策を推進します。 また、他の自治体との広域ネットワークの拡充、事業者との連携の強化、食料等の計画的な備蓄及びコミュニティ防災拠点への分散配備の推進を継続し、災害対応力の向上を図ります。	○	○	○

② ☆ 防災意識の高揚

取組内容	28年度	29年度	30年度
災害発生時においては、市民の自助・共助を引き出す自主防災活動が大きな力を発揮することから、地域の防災力を向上させるため、防災訓練や防災出前講座の実施により、防災技能の普及や減災意識の高揚を図り、地域コミュニティの防災力を強化します。	○	○	○

③ ☆ 総合治水の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
これまでの河川や下水道の整備を行う「ながす」河川下水道対策はもとより、雨水を一時的に貯留したり、地下に浸透させたりする「ためる」流域対策や、浸水被害を軽減する「そなえる」減災対策を、市、市民、事業者が相互に連携し、協働して「総合治水」を推進します。	○	○	○

④ 浸水対策の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
本市の自然的、社会的な地域防災特性を踏まえた浸水対策を実施するため、総合治水の観点から、効果的かつ計画的な雨水管の整備、雨水ポンプ場の整備等、内水排除能力の向上を図りながら、河川やため池の改修を含めた浸水災害に強いまちづくりを推進します。	○	○	○

⑤ 建築物の耐震化

取組内容	28年度	29年度	30年度
今後、発生が懸念される大規模地震に備え、災害対策拠点の整備や避難所となる市有公共建築物の耐震化を推進します。また、一般住宅については、市民の防災意識を高める啓発を継続して行い、かつ住宅への耐震診断や耐震改修工事の助成制度を拡充することにより、さらなる耐震化の促進を図ります。また、橋りょうの耐震化・長寿命化を計画的に進めます。	○	○	○

⑥ 避難行動要支援者対策の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
地域や近隣住民が助け合うという考え方にに基づき、「避難行動要支援者」への支援が適切かつ円滑に実施されるよう、地域住民が主体となって、避難先や避難方法等を記載した「個別支援計画」の作成について、地域と一体となった取組を推進します。	○	○	○

4-1-3 防犯と交通安全の推進

市民の防犯や交通安全についての不安感を払拭するため、防犯灯、道路照明灯の設置や防犯カメラの設置といった安全・安心を支えるハード面の整備に加え、青色防犯パトロールや、幅広い世代への防犯出前講座、体験型交通安全教室の開催などを通じ、防犯・交通安全意識の高揚を推進するといったソフト面の充実を図り、安全で安心なまちづくりをめざします。

① 安全・安心なまちづくりの推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
防犯灯の整備や公共施設への防犯カメラの設置を推進するとともに、市が行う防犯カメラ設置補助事業により防犯カメラを設置した地域団体などとの情報交換を進め、その維持管理状況について把握し、安全・安心なまちづくりを推進します。	○	○	○

② 地域における見守り活動の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
青色防犯パトロールによる子どもの見守り活動や警察・防犯協会との連携を強化し、犯罪が多発する地域への重点的なパトロールを推進します。	○	○	○

③ 交通安全思想の普及推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
高齢者、幼児・児童などへの体験型交通安全教育を推進するとともに、様々な世代が参加しやすい長期的な交通安全思想の普及に向けた交通安全対策を推進します。	○	○	○

④ ☆ 防犯・交通安全に対する啓発の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
ホームページやフェイスブック、広報誌などの広報媒体や出前講座などを活用し、市が行う防犯・交通安全施策について、市民に積極的な情報発信を図るなど、防犯・交通安全に対する啓発を推進します。	○	○	○

⑤ 交通事故被害者対策の充実

取組内容	28年度	29年度	30年度
交通事故相談所等を活用し、地域での交通事故相談活動を推進するとともに、交通事故被害者支援の充実を図ります。	○	○	○

⑥ 交通安全施設の整備

取組内容	28年度	29年度	30年度
昼間・夜間パトロールにより道路状況を把握し、必要な道路照明灯、カーブミラー、区画線、防護柵などハード面での整備を推進し、安全な通行を確保します。	○	○	○

第2節 安心で平和な市民生活支援

4-2-1 安心で平和な市民生活の推進

近年、消費者取引の複雑化・多様化するなか、消費者全体が健全な消費生活を送ることができるよう、広報誌やホームページ等を活用した情報提供や他機関との連携等を図り、安全・安心なまちづくりを推進します。

消費者からの苦情、相談などに的確かつ迅速に対応するため、消費生活相談員のレベルアップを図るとともに、相談体制の充実に努めます。

多発する幅広い年齢層での消費者トラブルを防止するため、啓発活動や消費者教育の充実に取り組み、消費者意識の高揚を図ります。

また、戦後から70年を経て、平和と豊かさが定着し、市民の平和への感謝の意識が薄れていることから、平和啓発事業を実施し、平和意識の向上を図ります。

① 消費生活相談体制の充実

取組内容	28年度	29年度	30年度
<p>相談内容に的確かつ迅速に対応するため、消費生活相談員の法令研修等への参加による知識の向上を図るとともに、消費生活センターの機能強化と相談体制の充実を図ります。</p> <p>また、県立生活科学総合センターとの連携のもと、PIOネット（全国消費生活情報ネットワーク・システム）の活用等、消費者事故に関する情報の収集に努めるとともに、迅速な情報提供を図ります。</p>	○	○	○

② 消費者教育の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
<p>消費生活に関する情報提供や啓発活動の充実とともに、出前講座などの開催により正しい消費知識の普及と消費者意識の啓発・高揚を図ります。</p> <p>また、市内の小中学生を対象としたインターネットトラブル防止啓発講座を引き続き開催し、低年齢化するネット被害の未然防止に努めます。</p>	○	○	○

③ 消費者保護対策のための各種団体との連携強化

取組内容	28年度	29年度	30年度
<p>消費者被害救済のため、民生委員、介護士、警察、弁護士、司法書士など各種団体との連携強化とネットワークづくりに取り組み、地域ぐるみで被害防止と救済にあたります。</p>	○	○	○

④ 消費者団体の育成・支援

取組内容	28年度	29年度	30年度
<p>消費生活に関する教育・啓発事業の実施や情報提供に努め、消費者の啓発活動や暮らしの改善、消費者力向上に取り組む消費者団体の自主的な活動を支援し、消費生活に関する正しい知識の普及を図ります。</p>	○	○	○

⑤ 平和意識の啓発

取組内容	28年度	29年度	30年度
<p>現在実施している平和啓発事業を継続して実施するとともに、マナー化しないよう内容の充実を図ります。</p>	○	○	○

第5章 自然と調和した環境共生都市

<基本目標>

市の自然、文化、歴史などの地域特性を踏まえた土地利用構想に基づき、社会情勢変化に対応しつつ、都市基盤整備を推進するとともに、コンパクトな市域において利便性ある住みやすい生活環境づくりの実現をめざします。

また、地球規模の環境問題が生じているなか、進展する都市機能と自然との共存・共生を図り、持続可能な循環型の環境づくりや低炭素社会に向けた取組を進めます。

第1節 快適な生活環境の充実

5-1-1 安全・安心な水の供給

安心して飲める水道水を安定して供給するため、継続して水質管理に万全を期すとともに、施設の適正な維持管理を行い、老朽化施設の更新や配水管の耐震化を実施し、災害に強い水道施設にしていきます。

また、給水収益の先細り傾向にあるなか、老朽化が進む管路更新等にかかる将来事業費にあてる財源の確保が難しい状態にあります。経費節減に継続して取り組み経営の安定化に努めます。

① 財政基盤の強化

取組内容	28年度	29年度	30年度
老朽化が進む管路更新等に係る将来事業費にあてる財源の確保を図るため、経費節減に努めるとともに、サービスの安定的な継続のために水道料金の見直しによる財政基盤の強化を図ります。 水道事業の現況・将来見通しについて、住民に対して積極的に広報を行います。	○	○	○

② 災害に強い水道施設の整備

取組内容	28年度	29年度	30年度
耐震化事業として、更新計画に基づき配水管の整備を耐震管において進めます。また、水道水の安定供給のためにも、水道施設・設備の更新、耐震強化を行います。	○	○	○

③ 水質監視の信頼性の維持及び強化

取組内容	28年度	29年度	30年度
検査精度と信頼性向上のため分析機器の整備や更新を行い、検査技術の向上に努めます。 また、常時、川の水の安全を確認するため浄水場の入口で毒物や有害な重金属のわずかな混入に敏感に反応する魚（金魚・メダカ・コイなど）を使った常時監視設備（バイオアッセイ）を導入します。	○	○	○

5-1-2 生活排水の適切な処理

公共用水域の水質保全、快適に安心して暮らせる生活環境形成、より快適できれいな水環境を次世代に引き継ぐまちをめざします。

このため、下水道や合併処理浄化槽によって生活排水を適正に処理し、公共用水域の水質改善と公衆衛生の向上を図ります。

下水道施設の適正な維持管理、合併処理浄化槽の設置に対し経済的な負担軽減を行うための補助金制度の拡充、下水道事業に係る経費削減に取り組みます。

① 未処理生活排水量の削減

取組内容	28年度	29年度	30年度
<p>公共用水域の水質保全を図り、より快適で衛生環境の良い生活を維持していくため、下水道区域内では下水道への接続、区域外では合併処理浄化槽の設置を推進します。</p> <p>また、未処理排水を減らすために、啓発活動や浄化槽設置の補助金の拡充を行います。</p>	○	○	○

② 安定したサービスの提供

取組内容	28年度	29年度	30年度
<p>今までの整備・建設を中心とした事業運営から、下水道機能の持続を中心においた新たな事業運営の仕組みを構築します。</p> <p>継続して質の高い下水道サービスを提供するために、下水道資産を健全な状態に保ち、リスクの回避を通じて、投資コストの最適化を図ります。</p> <p>また、精度の高い財政計画を策定することにより、財政健全化を推進し、収支バランスのとれた経営に努めます。</p>	○	○	○

③ 開かれた下水道経営

取組内容	28年度	29年度	30年度
<p>新たな会計制度により経営状態を明らかにするため、ホームページや広報誌等で経営状態や財政状態など下水道経営のあり方について情報公開していきます。</p>	○	○	○

④ 下水道施設の老朽化対策

取組内容	28年度	29年度	30年度
<p>老朽化した施設については点検調査を的確に行い、建設コストに加え今後発生する維持管理コストを考慮して、延命化を図り施設を使用していくか、新たに建設し直すかを適正に判断し、計画的に改築更新していきます。</p>	○	○	○

⑤ 被災時のサービス継続

取組内容	28年度	29年度	30年度
下水道は、重要なライフラインの一つと認識し、大規模な災害等が発生した場合、職員や施設等に相当の被害を受けても下水道サービスを長時間中断させず、人材や資機材など限られた資源の中でも下水道サービスを継続できるように行動準備を整えます。	○	○	○

5-1-3 快適で衛生的な生活環境の向上と施設の整備

ごみ問題については、市民、事業者、市が一体となって、ごみの減量化・再資源化の推進に努めます。

次期ごみ処理施設については、本市域に2市2町（高砂市、加古川市、稲美町、播磨町）の広域ごみ（可燃ごみ及び不燃・粗大ごみ）処理施設を建設します。

また、し尿の収集については、下水道未整備区域及び浄化槽未設置箇所の家庭に対し、し尿収集を継続して実施していきます。併せて、下水道事業との連携等により、水洗化を啓発、促進します。

墓地・斎場については、多様化する住民のニーズに対応できるよう、衛生施設の改修や計画的な整備を行い、快適な生活環境の向上をめざします。

① ごみ減量化・再資源化の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
ごみ減量化・再資源化を推進するため、街頭啓発活動、リサイクル啓発講座の開催などにより、意識の向上を図るとともに、使用済み小型家電の拠点回収を実施します。また、分別品目の見直し、集団回収奨励金、ごみ減量化に資する機器の助成などの事業を推進します。	○	○	○

② ごみ処理有料化の検討

取組内容	28年度	29年度	30年度
ごみ減量化の推進及びごみ排出量に応じた負担の公平化を図るため、近隣市町の動向調査等を行うことにより、有料化を検討します。	○	○	○

③ 資源ごみ集団回収の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
資源ごみ集団回収は、貴重な資源のリサイクルや再資源化の市民意識の向上につながることから、自治会、子ども会を中心とした集団回収の推進の啓発に努めます。	○	○	○

④ ☆ 広域ごみ処理施設建設の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
新広域ごみ処理施設については、平成34年度の稼動に向け、現施設以上に厳しい自主管理基準を設けることにより周辺環境に配慮した整備に努めるとともに、余熱を利用した高効率発電の導入等によりエネルギーの効率化を図り、さらに建設から運営維持管理までを一体発注することにより効果的な整備を進めます。	○	○	○

⑤ 浄化槽設置費助成の拡充

取組内容	28年度	29年度	30年度
下水道未整備区域内の対象世帯に啓発等を行い、浄化槽設置件数の増加に努めます。	○	○	○

⑥ 墓地の整備

取組内容	28年度	29年度	30年度
公園墓地については、通路補修等のインフラ整備はもとより、合葬式墓地の整備による無縁化墓地の防止や高齢者等に配慮した整備など、必要な改修内容を検討します。公営墓地として、これからの墓地行政のあり方と管理主体の見直しを検証します。	○	○	○

⑦ 斎場の整備

取組内容	28年度	29年度	30年度
増加する火葬需要に対応できるよう最大火葬件数を見直し、必要な火葬炉設備の改修と施設内容の拡充を検討します。また、効率的で効果的な運営を検証し、周辺の衛生環境にも配慮した整備計画の策定を行います。	○	○	○

第2節 環境保全による共生と循環

5-2-1 地域環境の保全

市民、事業者、市が、日常生活や事業活動において、環境に及ぼしている影響の重大さを認識し、それぞれが環境に配慮して行動することで、生活しやすい環境を共につくることをめざします。

事業者に対する環境保全対策を推進することにより、市民の生活環境を向上させるとともに、環境啓発や環境学習を通じて市民の自主的な環境行動を促します。

① 生活の質の向上

取組内容	28年度	29年度	30年度
<p>市民が暮らしやすいように、市による事業者等への法規制や協定等の適正な運用管理に加え、生活環境に影響を及ぼす新たな問題、市民からの要望等を考慮した監視を継続します。</p> <p>また、市民と事業者との連携により、地域ぐるみの環境活動を行うことで、地域における生活の質の向上を図ります。</p>	○	○	○

② ☆ きれいなまちの環境保全活動

取組内容	28年度	29年度	30年度
<p>地域の公園や道路にごみが捨てられることのない美しい街並みを守るため、啓発活動及び市民による自主的な地域清掃活動に対する支援を継続します。</p> <p>また、市内に残る貴重な植物や生物に関心をもつ人を増やし、市民と事業者、市が連携した環境保全活動を実施することにより、次の世代によりよい自然環境を引き継ぎます。</p>	○	○	○

③ 環境負荷の低減に配慮した住宅及び日常生活の普及の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
<p>家庭から排出される温室効果ガスの削減や資源の有効利活用、再生可能エネルギーの普及拡大、ヒートアイランド対策等、環境に配慮した持続可能なまちづくりの考え方が、日常生活へ浸透することを促します。</p> <p>また、市民や事業者による啓発活動を積極的に支援するとともに、市の啓発活動においても、市民や事業者と協働で実施します。</p>	○	○	○

④ 次代を担う子どもへの環境教育の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
<p>社会全体の環境意識向上において、次代を担う子どもによる環境学習は重要な役割をもつため、学校や家庭において、実践につながる体験を含んだ環境教育の機会を設けることで、子どもの環境意識の醸成に取り組みます。</p> <p>また、子どもたちが身近な自然環境を見直すことは、自分たちのまちに愛着をもつことにもつながることから、実施にあたっては学校や事業者、市民と協力して行います。</p>	○	○	○

⑤ 行政資源の活用と行政コストの削減

取組内容	28年度	29年度	30年度
<p>公共施設や庁舎、遊休市有土地の有効な活用手段として環境負荷低減のため、太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用を推進するほか、目的外使用や貸付等についても積極的に検討します。</p> <p>また、市が事業者として排出する温室効果ガスを抑制するための施策を実施するとともに、必要に応じて施策を見直し、環境負荷の低減及び行政コストの削減に努めます。</p>	○	○	○

第3節 安全で快適な都市基盤の整備

5-3-1 快適な居住環境の整備

市街化区域においては地域の特性を考慮し、既存の都市基盤を活用しながら良好な市街地環境の維持や改善をめざします。

また、農地や山間部など市街化調整区域においては自然環境や農業環境の保全に努め、かつ市街化を促進しない範囲で活力のあるまちづくりをめざします。

このため、都市計画法、高砂市都市計画マスタープラン、開発指導要綱、県条例（都市計画法施行条例、景観の形成等に関する条例、屋外広告物条例）、高砂みなとまちづくり構想などに基づいた取組を行うとともに、まちづくり推進条例により地域のまちづくりの支援にも取り組みます。

また、良好な公営住宅を確保するため市営住宅を整備し、新規入居者の募集や老朽化した木造住宅入居者の移転を行っていきます。

① ☆ 地区計画制度などの活用

取組内容	28年度	29年度	30年度
<p>市街化調整区域では、少子高齢化に伴い良好な農地の維持が困難となっているうえ厳しい建築制限があることから、市街化を促進しない範囲で、都市計画法に基づく地区計画制度や特別指定区域制度の活用を検討し、活力のあるまちづくりを推進します。</p>	○	○	○

② 良好な宅地の確保と快適な市営住宅整備の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
<p>良好な宅地を創出するため、開発行為においては、開発指導要綱や技術指導基準等により、関係機関との連携を密にして、引き続き適切に指導していきます。</p> <p>市営住宅に関しては、老朽化した木造住宅を解体して建て替えを行うことにより入居者を集約するとともに、新規入居者の募集を行います。また、既存の鉄筋住宅は、長期間快適に居住できるように改修を行います。</p>	○	○	○

③ ☆ 豊かな住生活の実現

取組内容	28年度	29年度	30年度
住宅施策を総合的に管理し、様々なライフスタイルに対応できる環境整備を行い市民の豊かな住生活や住環境の実現を図ります。 人口減少と高齢化が進む中で、社会問題となっている空き家の対応や活用、また、高齢者が安心して暮らせる住まいづくりの課題に取り組みます。	○	○	○

④ 景観の保全・創造の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
県条例により高砂地区が景観形成地区に指定されており、景観形成基準に沿った建築物を誘導し、歴史的なまちと新しいまちが調和するまちづくりを推進します。 また、屋外広告物の適正な規制と誘導を行います。	○	○	○

⑤ 臨海部の活性化の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
平成37年度までの「高砂みなとまちづくり構想」の3つの基本方針である高砂ウォーターフロントミュージアムづくり、高砂産業ミュージアムづくり、高砂歴史ミュージアムづくりを見直しも含め引き続き推進します。	○	○	○

⑥ ☆ コンパクトシティ（集約型都市構造）の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
今後、少子高齢化が顕著になり、既存市街地が低密度な状態となる都市が形成されることが予想されることから、都市交流拠点の整備充実、地域の拠点性の確保・強化、地域間の連携強化による集約型都市構造をめざすとともに、「立地適正化計画」の理念など国が推奨しているコンパクトシティの研究を進めます。	○	○	○

⑦ ☆ 鉄道駅周辺整備の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
鉄道駅周辺は交流拠点の核であるため、駅利用環境の強化を含めた交通の利便性を図るとともに、駅前にはふさわしい街として都市基盤の再編整備に取り組みます。また交流拠点間を結ぶネットワークも構築します。	○	○	○

5-3-2 安全で快適な道路・交通施設の整備

道路は都市基盤の一つとして市民生活及び活動を活発にする要素であることから、安全な通行環境の確保、市民活動や経済活動に配慮した交通施設の充実や円滑な輸送を確保するため、引き続き国道、県道の整備を関係機関に要望します。

また、都市計画道路は適切な見直しと選択と集中による効率的な整備を行い、地域に密着した市道についても引き続き整備を行っていきます。

① 都市計画道路の整備の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
都市計画道路の整備は、適宜、計画決定を見直し整備を進めます。農人町線については、相生橋から北本町交差点までの間において、県と連携しながら、計画決定を見直し事業化に向けて取り組めます。 隣接市との連携を図る道路については、播磨臨海地域道路の計画と併せ、関係機関と協調を図り、事業化に向け取り組んでいきます。	○	○	○

② 公共交通網の拡充の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
播磨圏域連携中枢都市圏において、広域連携バス路線の維持・形成事業をビジョンの一つとして位置付けるとともに、JRの昼間の停車本数増についてJR西日本に対し要望活動を行います。	○	○	○

③ ☆ コミュニティバスの利便性の向上

取組内容	28年度	29年度	30年度
交通空白地の解消や高齢者の外出を促す等の目的から市内の5路線で運行しており、新図書館の開館、教育センター（高齢者大学）の移転に伴うアクセスや鉄道駅への連絡を確保するなど新たな市民ニーズに的確に対応するとともに、今後も施策の検証を行い、利便性の向上に努めます。	○	○	○

④ ☆ 幹線道路の整備の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
高砂西港周辺道路は平成27年度末に完成し、沖浜平津線（小松原工区）は、平成28年度の完成予定です。引き続き、優先順位を定め整備を推進します。 産業関連交通と生活関連交通の混在の解消や阪神間との連携強化を図るため、臨海部の広域幹線道路の実現のため国へ要望活動を行います。	○	○	○

⑤ 生活道路の整備の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
生活道路の整備については、通学路を中心とした安全点検結果に基づき整備計画策定を検討します。また、整備済み道路における老朽部分についても計画に基づき補修などを実施します。 災害や緊急時の緊急車両の通行が支障となっている幅員が4mに満たない狭あい道路については要綱などに基づき、土地所有者からの協力をいただきながら整備を進めます。	○	○	○

5-3-3 緑豊かな憩いの場の整備

市民のニーズによる新規公園の整備、また、大型遊具の再設置等については、実現に向けて検討を進めます。

「緑の基本計画」及びその施策により、市民に愛着をもって利用される公園・緑地をめざします。

① 公園・緑地の維持管理の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
適切な指導等のもと、指定管理者や地域団体等による公園・緑地の維持管理を実施します。	○	○	○

② 緑をいかしたまちづくりの推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
今ある緑を守り、次世代に引き継ぐことで、人と自然が共生する文化都市、公園などの緑を創り、身近な場で緑に触れることのできる生活都市、人が緑を育み、緑が人を未来へと導く都市をめざします。 そのために、市街地景観の向上と緑をいかしたまちづくりの先導的役割を担う公共施設の緑化を推進するとともに、民間緑化促進のため、市民の自主的なルールづくりや情報提供などの各種支援を行います。	○	○	○

③ 新規公園の整備

取組内容	28年度	29年度	30年度
公園の少ない地域には配置バランスのとれた整備を進めるとともに、市民ニーズにこたえた新規公園・広場の建設をめざします。 公園が不足している地域においては、遊休農地や空地の活用も検討するなど、積極的かつ柔軟な公園・広場整備に努めます。	○	○	○

④ 大型遊具の再設置等

取組内容	28年度	29年度	30年度
大型遊具については、今後、市民ニーズにより再設置等についての検討を行います。	○	○	○

⑤ 地域防災拠点の維持保全

取組内容	28年度	29年度	30年度
市街地内の公園や地域の拠点となる公園については、自然災害時における防災拠点や緊急時の避難場所としての役割を考慮し、必要性に応じて、防火水槽やソーラー照明設置等による防災機能の充実を図ります。	○	○	○

⑥ 公園墓地の緑地面積の確保

取組内容	28年度	29年度	30年度
公園墓地内の道路、駐車場等の緑化の推進により、緑化面積の拡張に努めます。	○	○	○

第6章 活気があふれ躍動する産業交流都市

<基本目標>

まちが元気であるためには、地域産業の進展を図らなければならないことから、産業のさらなる振興をめざし、多彩な産業の育成、誘導を進め、企業活動の拡大、充実を図り、地産地消の推進に取り組み、いきいきとした元気のあるまちづくりを進めます。

また、観光や地域交流を振興し、にぎわいのあるまちづくりを進めます。

第1節 伝統的、先端的な産業の振興

6-1-1 農業の活性化

農業従事者の高齢化、担い手不足や農地の宅地化が進行する中で、農業者や集落営農組織など農業に取り組む団体等に対し、農地や農業の担い手などの育成、集落で農地を農地として守り活用する取組を支援します。

このため、人・農地プラン作成の促進や担い手の育成、環境・基盤の整備、遊休農地の解消、地産地消の推進等の取組を行います。

① 人・農地プラン作成の促進

取組内容	28年度	29年度	30年度
集落・地域に対して「人と農地の問題」を解決するため、人・農地プラン作成による様々なメリットなどを説明するとともに、地域の農業の未来の設計図を描くための話し合いを支援し、「人・農地プラン」作成を促進します。	○	○	○

② 担い手の育成

取組内容	28年度	29年度	30年度
新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成のため、青年就農計画の認定制度について関係機関、関係団体と連携を図りながら制度の活用を推進し、就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した支援を行います。	○	○	○

③ 環境・基盤の整備

取組内容	28年度	29年度	30年度
地域環境の保全や向上に取り組むため、未改修・老朽化した農業用水路やため池等の整備に努めます。	○	○	○
イノシシ等の有害鳥獣による農作物被害防止に向け、集落柵の設置や集落での捕獲体制の整備など地域ぐるみで鳥獣被害防止活動に取り組む体制づくりを促進します。			

④ 遊休農地の解消

取組内容	28年度	29年度	30年度
遊休農地の有効活用のため、集落営農組織による体験農園・観光農園の開設への促進や市民農園開設に向けての調査・研究を行います。	○	○	○

⑤ 地産地消の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
市内農作物の安定供給を図るため、農業改良普及センター、農業協同組合などと連携し、生産農家の育成や栽培技術の高度化を進め、市内農産物の学校給食等への提供や直売所等で販売を支援することにより、地産地消の推進に取り組みます。	○	○	○

6-1-2 水産業の活性化

漁業者が安心して働くことができ、消費者のニーズを満たす水産物を安定して提供できる環境をつくり、豊かで活力ある漁業・漁村を創造することをめざします。

このため、経営基盤の強化と水産資源の確保、担い手の育成を図ります。

① 環境・基盤の整備

取組内容	28年度	29年度	30年度
漁業協同組合と連携し、藻場、干潟、浅場等の海の保全活動を実施するとともに、今後の保全活動に関する財源の確保と保全活動の内容の検討も行い、漁場の環境整備に努めます。	○	○	○

② 水産資源の確保

取組内容	28年度	29年度	30年度
つくり育てる漁業の振興のため、種苗の生産や放流の拡充に努め、保護育成区域を設定するなど水産資源の確保に努めます。また、新たな養殖品種の導入についての研究を行います。	○	○	○

③ 経営の近代化

取組内容	28年度	29年度	30年度
人、モノ、カネ、情報という経営資源に関して、漁業経営者が時代に即した技術の習得や経営手法の導入が検討できるよう支援します。	○	○	○

④ 担い手の育成

取組内容	28年度	29年度	30年度
直売所などの設置に関する調査・研究を行うとともに、養殖、観光漁業についての研究などを進めることにより、生産性の高い漁業経営を推進し、担い手の育成に努めます。	○	○	○

6-1-3 工業の活性化

市域が狭く、企業を誘致すべき空地が少ないことから、企業の新規立地を促すだけでなく、市内に立地する既存企業の活性化や本社機能を拡充する企業の誘致を促すことにより、市内で新たな雇用の創出を図り、人口の増加や税収の増加等をめざします。

このため、市内既存企業の情報発信、ワンストップ窓口の設置や各種補助メニュー等の充実に努めます。

① 地域を担う中小企業の応援

取組内容	28年度	29年度	30年度
企業立地法に基づく支援制度の周知や融資制度活用に向けてPRの充実に努めるとともに、県、商工会議所、金融機関等と連携し、市内事業所の状況の把握・情報発信をすることにより、工業振興に向けて中小企業を応援する体制づくりに取り組みます。	○	○	○

② ☆ 企業・事業所誘致の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
社会環境の変化に応じた立地支援施策の新設・拡充や企業立地促進条例の指定地区の拡大等を行い、幅広い産業立地を促進するとともに、関係機関と連携し、各種インフラ設備の修繕や点検を実施し老朽化した設備の早期発見に努めます。	○	○	○

③ 地域イノベーション創出支援

取組内容	28年度	29年度	30年度
日本や海外で行われていないような産業分野や技術革新につながり、また、歴史や伝統に裏付けられた「もの」を復活するなど新たな分野へ挑戦する事業者を支援します。 また、国の支援メニューが活用できる体制づくりを検討します。	○	○	○

④ 企業設備投資等への支援

取組内容	28年度	29年度	30年度
企業の本社機能の進出等による新たな産業の創出やそれに伴う企業の集積が期待されるため、市外から本社機能を移転・拡充する企業に対する支援制度の創設に取り組みます。	○	○	○

6-1-4 商業の活性化

市内の商業については後継者不足が生じ、従来型商店街における空き店舗の増加に伴い、商業力の低下が伺えることから、事業者の自助努力を促すための施策や、空き家・空き店舗に事業所を誘致するなど空き店舗等を活用した事業者に対する支援策の拡充等を行い、市内商業の活性化や市内で創業する事業者数の増加をめざします。

このため、市内消費の活性化、空き店舗の活用、商業環境の整備、創業（起業）支援、地域ブランドの育成と情報発信、6次産業化への取組を支援します。

① 市内消費の活性化

取組内容	28年度	29年度	30年度
商工会議所等と連携のもと、商業活性調整会議を定期的を開催し、商店街活性化事業活用の研究・研修等を実施することにより、市内消費の活性化に取り組みます。	○	○	○

② 空き店舗の活用

取組内容	28年度	29年度	30年度
市内の空き家情報を提供する空き家バンク制度を活用し、商工会議所・不動産業者・NPO法人ルネサンス高砂等と情報を共有し、空き店舗対策を推進します。また、空き家・空き店舗を活用した事業者への支援策を検討します。	○	○	○

③ 商業環境の整備

取組内容	28年度	29年度	30年度
歴史的な街並みや古い建物・由緒ある建造物をいかす地域、商業・業務・文化等の複合的機能性を活用する地域など、様々な地域の特性を考えた商業環境を整備します。	○	○	○

④ 創業（起業）支援

取組内容	28年度	29年度	30年度
商工会議所や金融機関などと連携し、市内で創業（起業）する事業者を支援するため、創業に向けたノウハウや専門の相談窓口を設けるとともに、創業者向けの融資制度を補完する保証料の補助や利子補給制度など支援メニューの創設を検討します。	○	○	○

⑤ ☆ 地域ブランドの育成と情報発信

取組内容	28年度	29年度	30年度
地域がもつ魅力をいかしたブランド商品の開発と国内はもとより海外も視野に入れた販路開拓を支援するとともに、ふるさと納税の記念品に、より多くの地域ブランド商品をラインナップし、全国に向けて発信します。 また、新商品開発や新事業展開を行う市内事業者に対してクラウドファンディングを活用した支援を検討します。	○	○	○

⑥ 6次産業化への取組支援

取組内容	28年度	29年度	30年度
様々な地域資源を有効に活用するため、農業・漁業者と商業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」をもち寄り、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大など6次産業化に取り組む事業者へ、6次産業化プランナーの紹介など国・県の支援事業の情報を提供します。	○	○	○

第2節 勤労者対策の充実

6-2-1 就労の促進と労働環境の整備

就労に関する市内の情報や市内企業の情報などを、いつでも誰でも気軽に閲覧できる環境を整えるとともに、高齢者や障がい者をはじめ、女性や若者など誰もが働きやすい労働環境の整備を図ることをめざします。

このため、就労支援・就労相談の充実、勤労者福祉の充実、労働環境の整備等の取組を推進します。

① 就労支援の充実

取組内容	28年度	29年度	30年度
就労支援サイト等の充実及びPR活動を行い、女性、若者、高齢者、障がい者など多様な市民に対し、求人情報や企業情報等幅広い就労の情報を提供します。 市内企業の採用情報等については、商工会議所等と連携し、多様な媒体等を活用した情報提供を検討します。 また、就労サポートセンター等の設置に向けて検討します。	○	○	○

② 労働者福祉の充実

取組内容	28年度	29年度	30年度
労働者及び労働福祉団体など各種団体と連携し、様々なスポーツ交流やレクリエーションの機会の拡充など労働者福祉の充実を図ります。	○	○	○

③ 様々な形態の就労支援

取組内容	28年度	29年度	30年度
関係機関等と連携し、就労に関するサービスを総合的に活用するなど、様々な形態の就労支援事業を検討します。 企業・事業所、関係機関・団体などとの連携を強化し、就労を困難にする要因の解消などに向けた施策・事業の検討を行います。	○	○	○

④ 労働環境の整備

取組内容	28年度	29年度	30年度
国や県の事業の周知など広報活動に取り組むとともに、労働者を取り巻く環境の変化に応じた施策の検討や女性、若者、高齢者、障がい者など各々の能力が発揮できる体制づくりを推進します。	○	○	○

⑤ 就労・労働相談の充実

取組内容	28年度	29年度	30年度
労働基準監督署、県、労働者団体及び広域連携等の関連団体と連携し、就労及び労働等に関する相談体制の充実を図ります。	○	○	○

第3節 地域資源をいかした観光の振興

6-3-1 地域資源をいかした観光と地域交流

観光旅行へのニーズが多様化しているなか、行政と市民、多様な団体が一体となって観光客の誘致に取り組みます。

また、本市には、歴史的資源や食べ物など、多くのすばらしい地域資源があることから、それらをPRするとともに、広域での観光ルートを構築し、まち全体のブランド化を推進します。

市民がふるさとの魅力を楽しみ、一期一会のおもてなしの心をもってもらうことにより、来訪者との交流ができるまちをめざします。

① 地域資源の発掘と活用

取組内容	28年度	29年度	30年度
文化、歴史や食など地域で育まれた地域資源の発掘に努め、再評価し活用するとともに、ホームページやフェイスブックなどSNSを活用して効果的に情報発信します。また、外国人向けの情報発信についても検討します。	○	○	○

② ☆ 観光拠点の整備検討

取組内容	28年度	29年度	30年度
山陽電車高砂駅前観光案内所の運営への支援とともに、道の駅や海の駅、伝統的建築物など観光拠点の整備についても関係機関等と連携し、調査・研究します。	○	○	○

③ 市の魅力の発信

取組内容	28年度	29年度	30年度
フェイスブックなどSNSを通して地域の話やイベントなどの情報を発信し、市民には市の魅力を再発見してもらい、市外の方には高砂の魅力を知っていただくよう取り組みます。	○	○	○

④ 歴史文化をいかしたまちづくり

取組内容	28年度	29年度	30年度
地域にある文化的価値のある建造物等を保存するとともに、その建造物等をいかしたまちづくりが展開できるよう、関係機関等と連携した調査・研究を推進します。	○	○	○

⑤ 交流拠点の形成・広域観光の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
地域の魅力創造や地域への愛着と誇りや来訪者に対しておもてなしの心を育むため、地域活動・地域交流の拠点づくりに取り組むとともに、地域と連携した運営を検討します。 県や播磨圏域の市町と連携し、外国人を含む観光客等の動向調査等の実施や広域観光ルートの構築など広域観光を推進します。	○	○	○

⑥ ビューローの設置・イベント開催支援

取組内容	28年度	29年度	30年度
様々な手法で地域活性化をめざす各種団体の事務局を集約化し、団体間の連携と効率の良い事業運営を実施するとともに、今後、市が実施する地方創生事業の受け皿となる組織を構築します。また、伝統の継承や誘客対策など地方創生につながる事業活動を支援します。	○	○	○

第7章 親しみある簡素で開かれた地域経営都市

<基本目標>

市民にわかりやすく透明性のある行財政運営を図り、地域の市民生活に根ざした都市を創出していくため、計画の推進に向けた評価、見直しを徹底し、効果的で効率的な行政経営を推進します。

また、広域的な視点に立ったまちづくりを進めるとともに、情報化社会に対応した行政サービスの提供に努めます。

第1節 効率的な執行体制の整備

7-1-1 効率的・効果的な行政運営

将来のまちづくりを見据えながら、ますます複雑・多様化する市民ニーズや時代が要請する行政課題にも的確に対応し、さらなる行財政改革を推進して健全な財政運営を継続するために、新公会計制度の導入に向けた取組を進めるとともに、行政経営の効率化を図るために「行政経営プラン」を策定します。

また、公共施設等についての適正管理と財政負担の軽減を図ります。

より効果的・効率的な行政経営のため、職員の人材育成、行政の情報化、組織・事務の見直しを進めるとともに、新庁舎構想を推進します。

① 行政経営の効率化

取組内容	28年度	29年度	30年度
財政計画、行政改革、定員適正化、人材育成等を相互に整合させ、連携を図るとともに、評価及び進捗管理についても一元化し、トータルシステムとしてさらに機能するよう「行政経営プラン」を策定し、総合計画に掲げる各施策の着実な推進を図ります。 また、市債権（税・保険料等の公債権及び私債権）の管理の取組を強化し、徴収率の向上及び滞納繰越額の縮減を図ります。	○	○	○

② ☆ 持続可能な財政運営

取組内容	28年度	29年度	30年度
第三セクター等改革推進債の償還による財政負担への対応と浸水対策や施設の老朽化対策、市民病院新改革プランの着実な遂行等の新たな課題にも対応していきます。このため、新公会計制度による財務4表等も導入活用しながら、真の財政健全化を伴った持続可能な財政運営を行います。	○	○	○

③ ☆ 公共施設等総合管理計画の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
公共施設等がこれから大量に更新時期を迎え、人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していくことに伴い、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行います。このため、「公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等の更新、長寿命化、統廃合、複合化を推進します。	○	○	○

④ 職員の意識改革と組織の活性化

取組内容	28年度	29年度	30年度
限られた職員数で制度改正や多様化する市民ニーズに対応するため、継続的な組織改正を行うとともに、職員の意識改革とスキルアップを図ります。 また、組織を活性化するためにマネジメント機能を向上させ、計画や戦略に沿った成果を上げやすい組織、横断的な施策に対応できる体制を構築します。	○	○	○

⑤ ☆ 事務事業の見直しと民間委託

取組内容	28年度	29年度	30年度
事務の民間委託や内部事務の見直しを推進するとともに、正規職員が担うべき業務の明確化によるコア業務への集中や経営体制の整備を検討し、少数精鋭で効果的かつ質の高い行政サービスの提供に努めます。 また、行政事務の効率化に資する情報化の推進、充実を図ります。	○	○	○

⑥ 行政情報提供の充実

取組内容	28年度	29年度	30年度
市政の透明性を高め、市民と行政が情報を共有し、市民の市政への参加・参画を推進するため、情報公開・個人情報保護制度の適正な運用を図るとともに、ホームページ等で行政情報を積極的に公表・公開していきます。	○	○	○

⑦ 新庁舎構想の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
現庁舎の老朽化や耐震化への対応と狭あい化と分散化による業務や市民サービスの効率性の向上を図るため、「庁舎整備計画基本構想」をもとに新庁舎整備計画を推進します。	○	○	○

第2節 広域連携、情報化の円滑な推進

7-2-1 広域行政の推進

少子高齢化が進展する人口減少社会にあっても地域を活性化させ経済を持続可能なものとし、市民が安心して快適な暮らしを営んでいけるよう自治体間の連携の強化と広域ネットワークの充実を図ることにより、行政サービスの向上と広域の利点をいかした効率的、効果的な行政運営を推進します。

このため、広域的な視点から取り組むべき課題については、自治体間の連携・協調を図ります。

① 兵庫県との連携

取組内容	28年度	29年度	30年度
県との連携を推進し、地域課題の解決に向けて行政の総合力・機動力を発揮することにより、市民満足度の向上を図ります。	○	○	○

② ☆ 播磨圏域連携中枢都市圏構想による連携

取組内容	28年度	29年度	30年度
播磨圏域連携中枢都市圏の経済を活性化し魅力高めるとともに、住民が安心して快適に暮らすことができるように、経済成長のけん引、生活関連機能サービスの向上を図るため、関係市町がそれぞれの特長をいかし、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大、戦略的な観光施策、道路等の交通インフラの整備・維持、地域内外の住民との交流・移住促進、教育・文化・スポーツなどの事業における連携を推進します。	○	○	○

③ 東播磨圏域行政協議会による連携

取組内容	28年度	29年度	30年度
日常生活圏の拡大と行政事務の効率化が求められるなか、事務の共同処理や施設の広域利用など、多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応するため、東播磨地域の2市2町で構成する広域行政協議会において、広域行政サービスの向上、圏域内の文化・スポーツ振興、広域観光などの事業における連携を推進します。	○	○	○

④ その他広域的な取組

取組内容	28年度	29年度	30年度
行政能力の補完や行政経営の効果的な観点から、観光、消防、防災、保健、環境など多様な分野での広域的連携を推進します。	○	○	○

7-2-2 情報化の円滑な推進

いつでもどこでも必要な情報を即時に利用できるよう、行政手続などの電子化を推進することにより市民サービスの向上をめざします。

このため、ホームページの充実を図るとともに、ICTの活用等地域情報化を推進します。

① ホームページの充実

取組内容	28年度	29年度	30年度
ホームページについては、検索しやすいサイト構築やデザインの見直し、スマートフォンサイトの構築などの充実と利便性の向上に努めるとともに、ホームページの即時性や双方向性を活用した市民と行政の対話、信頼関係の構築を図ります。	○	○	○

② 電子申請システムの利用拡大

取組内容	28年度	29年度	30年度
電子申請システムの利用拡大のため、市民へPRするとともに、市民の利便性の向上と業務処理の電子化を効率的に進めるためにも、電子申請手続数の拡大及び手続のワンストップ化を図ります。	○	○	○

③ 施設予約システムの充実

取組内容	28年度	29年度	30年度
インターネットを利用した公共施設の使用状況の確認、予約システムの適切な運用と新たな施設への対応など施設利用の利便性の向上を図ります。	○	○	○

④ 図書館システムによる利用促進

取組内容	28年度	29年度	30年度
新図書館における図書館システムの導入により、インターネットからの蔵書検索や予約、情報提供、電子書籍サービスなどを実施し利用促進を図ります。	○	○	○

⑤ 地域情報化の推進

取組内容	28年度	29年度	30年度
ICTを活用した市民サービスの向上を図るために、その環境整備やマイナンバー制度を活用した取組を行います。	○	○	○